



最高裁判所判事

おか

まさ

あき

岡 正晶

昭和三十二年二月二日生

略 歴

香川県綾歌郡(現高松市)国分寺町という段々状の小さな田んぼが連なる山あいのかたな地域で、中学校の数学教師の次男として生まれ育ち、同町立国分寺南部小学校、同町立国分寺中学校(軟式テニス部)を経て、香川県立高松高等学校(バドミントン部)を卒業

昭和五五年 三月 東京大学法学部卒業

同 年 四月 司法修習生(三四期、大阪で実務修習)

五七年 四月 弁護士登録(第一東京弁護士会)

平成一六年 六月 株式会社ニフコ社外監査役

一七年一〇月 東京大学法科大学院講師(倒産処理研究)

二〇年 四月 第一東京弁護士会副会長

二一年一月 法務省法制審議会民法(債権関係)部会委員

二二年 七月 日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会委員

長

二三年 六月 全国農業協同組合連合会経営管理委員

二六年 四月 事業再生研究機構代表理事

二七年 四月 日本弁護士連合会副会長

同 月 第一東京弁護士会会長

同 年 六月 株式会社三井住友銀行社外監査役

二八年 八月 日本公認会計士協会品質管理審議会委員

三〇年 六月 住友生命保険相互会社社外取締役

令和 元年 六月 株式会社三井住友銀行社外取締役

三年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

日本国憲法七六条三項の「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」を常に念頭に置き、仕事をするときの根本原理とします。

そして、従うべき「良心」の充実・向上に日々努め、「独立」はするが独善に陥らないよう常に自戒し、「職権」行使に当たっては「記録・資料をよく読み、自分の頭でよく考え、わかりやすく自分の意見を言い、同僚裁判官と多面的で深みのある熟議を尽くす」ことを信条に、一つ一つの事件に全力で取り組みます。

また同憲法八一条の「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」を心に刻み、この憲法上の職責を適切に全うします。

趣味など

ここ三年くらいですが、山歩き(トレッキング)を、シーズンには月二回を目標に楽しんでます。丹沢・箱根・奥多摩・秩父など関東周辺の山が中心ですが、羊蹄山・斜里岳・羅臼岳、屋久島(縄文杉)・妙高山なども印象に残っています。

三〇年以上続いているものとして、チューリップ(毎年一〇〇個くらい植えます)、バラ(今の黒バラはパパメイアン)、嵯峨菊を定番としたプランターでの花栽培があります。二〇二一年は、余った種をプランターまわりの地面にばらまいたところ、朝顔が大群生しました。

弁護士時代、日本民事訴訟法学会、租税法学会、金融法学会に加入し、研究報告もさせていただきました。